

# 岐阜県公報

## 目 次

規 則

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則

(地域福祉国保課)

ページ  
一

号外 (一) 平成二十年 六月二十五日

## 規 則

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則をここに公布する。

平成二十年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十九号

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則

### (総則)

第一条 この規則は、岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年岐阜県条例第十五号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (拠出金の額の算定)

第二条 岐阜県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、次に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

一 療養の給付等に要する費用の額見込額計算書(別記第一号様式)

二 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項各号に掲げる書類に基づき、特定期間(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第百十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。)の各年度における広域連合の拠出金の額を定め、当該年度の拠出金の額を広域連合へ通知するものとする。

### (拠出金の納付)

第三条 広域連合は、各年度の拠出金の額を知事が別に定める期日までに納付しなければならない。

### (交付の申請)

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日相当日)

平成二十年六月二十五日

第四条 広域連合は、交付金（法第百十六条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金をいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合は、交付金交付申請書（別記第二号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 交付金額計算書（別記第三号様式）
- 二 その他知事が必要と認める書類

（貸付けの申請）

第五条 広域連合は、特定期間の初年度において、貸付金（法第百十六条第一項第二号に掲げる事業に係る貸付金をいう。以下同じ。）の貸付けを受けようとする場合は、貸付金借入申請書（別記第四号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 初年度用貸付金額計算書（別記第五号様式）
- 二 初年度用貸付金償還計画書（別記第六号様式）
- 三 その他知事が必要と認める書類

2 広域連合は、特定期間の終了年度において、貸付金の貸付けを受けようとする場合は、貸付金借入申請書（別記第四号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 終了年度用貸付金額計算書（別記第七号様式）
- 二 終了年度用貸付金償還計画書（別記第八号様式）
- 三 その他知事が必要と認める書類

（交付又は貸付けの決定）

第六条 知事は、前二条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付又は貸付けを適当と認めた場合は、交付金又は貸付金の額を決定し、その決定の内容を広域連合に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査により交付又は貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を広域連合に通知するものとする。

（借用証書の提出）

第七条 貸付金の貸付けを受けた広域連合は、直ちに借用証書（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。

（償還方法）

第八条 広域連合は、貸付金の貸付けを受けた場合には、当該貸付金の貸付けを受けた特定期間の次の特定期間内において年賦均等償還の方法により償還するものとする。

（償還期限等の延長）

第九条 知事は、貸付金の貸付けを受けた広域連合に災害等の特別の事情があると認めるときは、貸付金の償還期限を延長することができる。各年度に行う償還に係る償還期日についても同様とする。

2 広域連合は、前項の規定による償還期限又は償還期日（以下「償還期限等」という。）の延長を受けようとするときは、償還期限等延長申請書（別記第十号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還期限等の延長を適当と認めた場合は、延長後の償還期限等を決定し、その決定の内容を広域連合に通知するものとする。

4 知事は、前項の規定による審査により償還期限等の延長をしない旨の決定をしたときは、その旨を広域連合に通知するものとする。

（繰上償還）

第十条 広域連合は、貸付金の貸付けを受けた場合に、貸付金の全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする日の二十日前までに、繰上償還通知書（別記様式第十一号）を知事に提出しなければならない。

（借入台帳の整備）

第十一条 広域連合は、貸付金の貸付けを受けた場合には、基金借入台帳を整備しなければならない。

（交付金又は貸付金の減額等）

第十二条 知事は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「政令」という。）第十三条第九項及び第十四条第三項の規定によるほか、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けようとする広域連合が次の各号のいずれかに該当する場合には、広域連合に対する交付金若しくは貸付金の額を減額し、又は交付金の交付若しくは貸付金の貸付けを行わないことができる。

一 偽りその他不正な手段により交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けようとしたとき。

二 その他知事が必要と認めるとき。

2 知事は、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けた広域連合が次の各号のいずれかに該当する場合には、広域連合に対し交付金の全部若しくは一部の返還を求め、又は

貸付金の全部若しくは一部を繰上償還させることができる。

一 政令第十三条第九項及び第十四条第三項に規定するとき。

二 偽りその他不正な手段により交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けたとき。

三 交付金又は貸付金を他の目的に使用したとき。

四 その他知事が必要と認めるとき。

(報告及び調査)

第十三条 知事は、必要があると認めるときは、交付金の交付又は貸付金の貸付けを致した広域連合に対し必要な報告を求め、又は職員をして実際に調査させることができる。

(雑則)

第十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 年 月 日

岐阜県知事 様

岐阜県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

療養の給付等に要する費用の額見込額計算書

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第 2 条の規定により関係書類を添えて提出します。

(単位 円)

	初年度 A	終了年度 B	合計 C = A + B
療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額			
入院時食事療養費	の支給に要する費用の額		
入院時生活療養費	の支給に要する費用の額		
保険外併用療養費	の支給に要する費用の額		
療養費	の支給に要する費用の額		
訪問看護療養費	の支給に要する費用の額		
特別療養費	の支給に要する費用の額		
移送費	の支給に要する費用の額		
高額療養費	の支給に要する費用の額		
高額介護合算療養費	の支給に要する費用の額		
合計額			



第4号様式 (第5条関係)

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

岐阜県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

貸付金借入申請書

下記のとおり貸付金を借りたいので、岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

借入申請額 円

第5号様式 (第5条関係)

初年度用貸付金額計算書

(単位 円)

初年度基金事業対象費用額	A	初年度基金事業対象収入額	B	合計	C = A - B

貸付限度額 (C × 1.1)	貸付希望額 (貸付限度額の範囲内)

第6号様式 (第5条関係)

初年度用貸付金償還計画書

1 特定期間における各年度の借入見込額

(単位 円)

年度 A	年度 B	合計 C = A + B
D = C / 2		

2 各年度の償還予定額

(単位 円)

年度 E	年度 F	合計 G = E + F

備考 CとGは一致すること。

第7号様式 (第5条関係)

終了年度用貸付金額計算書

(単位 円)

基金事業対象費用額 A	基金事業対象収入額 B	合計 C = A - B

初年度基金事業借入金 D	終了年度基金事業交付金 E	合計 F = D + E

市町村保険料収納下限額 G	市町村実績保険料収納額 H	法第99条繰入金 I	合計 J = G - H + I

貸付限度額 (C - F - J) × 1.1	貸付希望額 (貸付限度額の範囲内)

第8号様式 (第5条関係)

終了年度用貸付金償還計画書

1 特定期間における各年度の借入実績額及び見込額

(単位 円)

年度 A	年度 B	合計 C = A + B
D = C / 2		

2 各年度の償還予定額

(単位 円)

年度 E	年度 F	合計 G = E + F
------	------	--------------

備考 CとGは一致すること。

第9号様式 (第7条関係)

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

岐阜県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

借用証書

借入金額 円

上記金額を、次の条件で借用します。

- 1 借入対象事業名
- 2 据置期限 年 月 日
- 3 償還期限 年 月 日
- 4 その他 岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の関係規定に従います。

第10号様式 (第9条関係)

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

岐阜県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

償還期限等延長申請書

年 月 日付け 第 号で貸付決定の通知を受けた貸付金の償還  
期限を下記のとおり延長したいので、岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行  
規則第9条の規定により申請します。

記

- 1 償還額 円
- 2 償還期限 年 月 日
- 3 償還延長期限 年 月 日
- 4 延長理由

第11号様式 (第10条関係)

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

岐阜県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

繰上償還通知書

年 月 日に貸付けを受けた貸付金について、下記のとおり繰上償還した  
いので、岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第10条の規定により通知  
します。

記

(単位 円)

年度区分	借入年月日	借入額	繰上償還額	差引貸付残高	繰上償還期限

繰上償還理由